

令和8年熊本地震義援金募集要綱(第5版)

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

1 趣旨

令和8年7月28日に熊本において発生した最大震度7の地震は各地に甚大な被害をもたらし、熊本県内10市10町1村に災害救助法が適用されました。

沖縄県共同募金会(以下「本会」という。)では、熊本地震で被災された方々を支援するため、義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和8年熊本地震義援金

3 受付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年10月30日(金)まで

4 義援金の受付

【振込先①】熊本県共同募金会へ送金(税制優遇対象)

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
肥後銀行	水道町支店	152	普通	2787061
熊本銀行	本店営業部	100	普通	3248213
【口座名義】 れいわはちねんくまもとじしんぎえんきん (ふく)くまもとけんきょうどうぼきんかい 令和8年熊本地震義援金 社会福祉法人熊本県共同募金会				

上記以外の金融機関からの窓口振込や、ATM・ネットバンキング等を利用した振込手数料は有料となります。

金融機関	口座記号番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-6-326682	くまもとけんきょうぼ 熊本県共募 れいわはちねんくまもとじしんさいかいぎえんきん 令和8年熊本地震災害義援金

ゆうちょ銀行窓口からの振込手数料は無料となります。

【振込先②】沖縄県共同募金会へ送金(税制優遇対象外)

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
琉球銀行	石嶺支店	323	普通	335408
沖縄銀行	石嶺支店	143	普通	1412281
沖縄海邦銀行	汀良支店	28	普通	0187945
沖縄県農業協同組合	首里支店	401	普通	21623
コザ信用金庫	安里支店	19	普通	143843
【口座名義】 ふく おきなわけんきょうどうぼきんかい かいちょう わくがわまさひで (福)沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀				

※各金融機関の本・支店窓口での振込手数料は免除申請中

※上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ATM、インターネットバンキングを利用しての振込は手数料が必要です。

※沖縄銀行は、ATM、ビズバンからの本・支店間の振込手数料は免除

5 義援金の配分

集まった義援金は、熊本県、熊本県共同募金会、日本赤十字社熊本県支部等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、確定申告における税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、【振込先①】の金融機関で受け取る振込金受領証等に熊本県共同募金会の募集要綱を添えてご提出ください。

【振込先②】へ送金された場合、沖縄県共同募金会から熊本県共同募金会へ領収書の発行を依頼しますので、振込後に沖縄県共同募金会まで電話又は FAX もしくはメールでお申し出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 31 日から施行します。

この要綱は、令和 8 年 8 月 4 日から施行します。

この要綱は、令和 8 年 8 月 10 日より施行します。

この要綱は、令和 8 年 8 月 18 日より施行します。

この要綱は、令和 8 年 8 月 25 日より施行します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟 4 階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail: akaihane@okishakyo.or.jp